平成21年3月橋本市議会定例会会議録(第3号)その7 平成21年3月10日(火)

〇議長(中上良隆君)順番13、9番 上田君。 [9番(上田良治君)登壇]

○9番(上田良治君)通告に従いまして、一 般質問を行います。

まず最初に危険な空き家対策について、質問いたします。少子高齢化が進む中、核家族化あるいは諸事情により、市内の空き家は2,000件から2,500件程度発生しております。この空き家対策については、移住促進の手法として、空き家バンクというような名称で民間の空き家を所有者より物件情報の提供を受け、希望者に情報提供をして、活用しているところもあるということで、これについては、早期に空き家バンクが活用できるよう取り組んでいただきたくお願いを申し上げます。

私の今回の質問は、危険な状態にある廃屋 となった空き家を行政は何もしてくれないと いうお話がありますので、質問いたします。

長年放置された空き家が荒れ果て、今にも 倒壊しそうな廃家の近隣住民が不安な日々を 送っております。

市は、倒壊のおそれがある家屋の通報を受けても私有財産だから対策に限界があるとして、住民の求める安全策の要望にこたえにくい状況にあります。そこで、危機感を抱いた自治体の中には、税金で解体を始めたところもあるということで調査いたしましたところ、長崎市では、2006年度から5年計画で、1億円の予算を組み、危険な空き家の解体を始めております。ただし、条件があるようで、土地建物を市に寄贈すること、それでも実に160件もの申し込みがあり、市は既に21棟を解体したそうです。

空き家の所有者も長年ご近所に心配をかけ ていたのが心苦しくて仕方がなかったが、解 体費等が高額でどうすることもできない状況であった、空き家を市に託してほっとしたとおっしゃっています。解体後の土地については、密集地では貴重な公共スペースになり、ベンチを置いて公園に、また福祉の場に、ごみ収集所や消防納庫と使い道はいろいろあります。

税金による解体は、空き家対策の最終手段であるが、地域の防災や安全で安心なまちづくりを考えれば、今にも倒壊しそうな空き家は一刻も早く解体しなくてはならないと思いますので、以下の質問をいたします。

- 1、現在把握をしている市内の危険な廃家となっている空き家が何軒ありますか。
- 2、市の条例で危険な空き家などに関する 事項を定めておりますか。
- 3、空き家を放置すると周囲の人を危険に さらしかねません。行政としてどのような対 応を考えておられるのですか。

そして、2番目は中学校給食についてお伺いします。

中学校における給食については、旧高野口中学校がセンター方式により学校給食を実施しておりますが、旧橋本市の中学校は、実施されておりません。このことについては、橋本市給食センターの能力が、1日最大5,000食であり、中学校給食は難しいということで、現在に至っております。

共働きの家庭やひとり親の家庭も増え、弁 当をつくれない現在の社会状況を考慮し、食 育を総合的に推進する上でも、中学校におけ る給食の実施は意義のあるものと考えており ます。

一方、家庭弁当を通じて、子どもと親のか かわりを持ち続けたい思いがあることや、自 分で弁当をつくっている生徒もおり、家庭弁当 が持つ親子の触れ合いや愛情を大切にしたいとの考え方など、家庭弁当 が持つ親子の触れ合いや愛情を大切にしたわら 育的効果も食育の一環と考えることから持 が当を選択したり、民間調理業者によるる選択 との選択したの選択することがを実施したり、選択するシチを実施したが選択したのの自治をであるとが増えおり、この自治をが増えおり、この自治をでいるのは、を育んで育なるとといる。 で、という質問をいたします。

1、少子化により、センターの調理が可能 な時期に給食を実施するようですが、その時 期はいつごろですか。

2、過去に外注弁当方式を2校で施行した が、短期で中止された問題点はどこにあった のですか。

3、スクールランチシステムの導入を検討されておりますか。

最後に地域活性化、生活対策臨時交付金に ついて、質問いたします。

政府は二次補正予算で地域活性化、生活対 策臨時交付金6,000円億円を計上し、地方単独 事業の経費、国庫補助事業の地元負担金につ いて、補助することを決定いたしました。

この交付金については、都道府県に2,500 億円程度、市町村に3,500億円程度を配分、和 歌山県では57億8,000万円余り交付され、当橋 本市には2億2,600万円程度をそれぞれ配分 する方針であります。

同交付金は、地域の活性化につながる地方のインフラ整備などを促すもので、財政力の弱い自治体を対象に交付されるようであります。

現下の不況は、世界経済の急激な変化をも

たらし、我が国の経済にも大きな打撃を与えており、当市におきましても地域経済全体に深刻な影響を受け、生活・地域活性化対策は緊急を要するものであります。

そこで、当市においては、市民の経済活動の安定化を図り、地域の暮らしを守るための対策を実施することが急務となっているが、どのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

1、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備とは何ですか。

2、この臨時交付金をどの分野に活用されるのですか。

3、商店街活性化対策事業の取り組みは、 どのように考えられておるのですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長(中上良隆君) 9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

[教育長(森本國昭君)登壇]

○教育長(森本國昭君)学校給食について、 お答えいたします。

まず、中学校給食につきましては、平成20 年12月議会で、16番議員の答弁でお答えして おります。高野口・橋本両給食センターで、 幼稚園児、中学生を含めた食数対応が可能に なった後、市長部局と施設整備等の協議を行 い、生徒・保護者・教職員の意見も視野に入 れ、中学校並びに幼稚園での給食を検討いた したい。橋本学校給食センターは、建設当時、 最大調理食数を5,000食としておりましたが、 衛生基準の問題解決を図る必要から、食品の 管理や食材の保管方法、搬送器具の大型化な ど、調理に当たるスペースを削減してきてお り、機能面から実質3,500食程度の調理能力で あると判断しております。高野口学校給食セ ンターの2,000食と合わせますと、両センター で5,500食が実質調理能力なります。

そこで、幼児・児童生徒の推移を予測したとき、中学校給食が実施できる時期はいつごろかとのお尋ねですが、資料によりますと、幼児・児童生徒数、及び教職員数の合計が約5,500食になるのは、平成26年度以降になると予測しています。教育委員会としては、その時期に焦点を当て、検討してまいりたいと考えておりますとお答えをしております。

次に、外注弁当が中止された件についてお答えいたします。外注弁当は、平成16年2月より紀見東中学校と紀見北中学校の2校で、試行として実施いたしました。事前アンケートでは「弁当を注文する」、「時々注文する」を合わせて60%ありましたが、試行の開始月から喫食率は8%と低率で、その後4%前後を推移し、平成16年9月から12月にかけて3%にまで落ち込みました。試行にあたっては、学校給食問題懇話会答申に「喫食率が低い場合は、中止を視野に入れる」ことを前提として始められましたので、この結果に基づき中止と判断をいたしました。

外注弁当は、1個につき市が100円を助成し、200円と300円の2種類で毎日メニューを変えるなど工夫を凝らしてまいりました。しかし、生徒の購入は著しく少なく、委託業者も採算がとれないと苦情を訴えるようになりました。このような経過のもと、平成16年度をもちまして中止するに至りました。

次に、今後のスクールランチの導入についてのおただしでございますが、以上の経過を踏まえまして、スクールランチ導入の検討はいたしておりません。

以上でございます。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

[企画部長(吉岡長司君)登壇]

O企画部長(吉田長司君)地域活性化・生活 対策臨時交付金のご質問にお答えいたします。 1点目の地域活性化等に質するきめ細かな インフラ整備については、国の地域活性化統合本部会合了承の「地方再生戦略」及び新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定の生活対策に該当する事業で、地方再生戦略では、大項目として地域成長力の強化、地域生産基盤の確保、低炭素社会づくり等環境保全などとなっており、また生活対策では、大項目として生活者の暮らしの安心、金融・経済の安定強化、地方の底力の発揮となっております。

2点目と3点目の臨時交付金をどの分野に活用するのか、及び商店街活性化対策事業の取り組みはどのように考えているのかとのおただしですか、基本的な考え方としましては、既存の市単独事業であり、従前より計画されている必要性の高いハード事業等とさせていただいております。

具体的な事業といたしましては、企業誘致 用地への進入路拡幅事業や企業誘致用地の造 成費用、市民の福祉・保健を支える拠点施設 となる保健福祉センター建設予定地にある旧 市民病院建物の解体工事設計監理委託料、生 活安定確保対策として三石台保育園の裏の急 傾斜・土石流危険箇所の監視装置設置費、ご み減量のための生ごみ処理機購入者に対する 補助金、学校の修繕及び市道の修繕といたし ております。

したがいまして、今回の交付金は、ご指摘の事業に対しては、充当を計画いたしておりませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(中上良隆君)建設部長。

〔建設部長(樽井豪男君)登壇〕

〇建設部長(樽井豪男君)空き家バンクにつきましては、昨年12月議会において、5番議員よりおただしがありましたが、もう少し時間をかけて調査検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、危険な状態の空き家対策につきましては、住民等からの連絡・相談を受けた場合は、現地確認及び所有者の調査等を行い、倒壊のおそれがある場合は、建築基準法第10条で危険な家屋など建物の対策として「保安上危険な建築物等に対する措置」を定めており、

「特定行政庁 (建築主事を置いている地方自治体「伊都振興局」)は勧告することができる」と記載されており、県と相談しながら所有者へ連絡し、解体のお願いをしてまいりたいと考えております。なお私有財産のため、解体は所有者の責任で行うことが原則でありますが、経済的な理由等により放置されている状況と考えます。

1点目のご質問につきましては、現在危険 な空き家件数の把握についてはできておりま せん。

2点目、3点目のご質問につきましては、 市の条例等で危険な空き家等に関する事項等 は定めておりませんが、高齢化、少子化の進 行とともに核家族が増加している現状で、市 内の危険な空き家は増加するものと予想され るため、空き家実態と市の条例の必要性の有 無について、今後調査・研究してまいりたい と考えておりますので、ご理解のほどよろし くお願いします。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君、再質問 ありますか。

9番 上田君。

〇9番(上田良治君) それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、順番に従いまして、空き家の対 策から再質問を行いたいと思います。

現在把握している危険な空き家については、 件数は把握できないが、苦情とかいろんなも のをいただくと、現地確認をしていただいて おるということでいいんですが、今後につい ては、核家族化、高齢者と核家族化というの が増えてくるということで、危険な空き家もずんずん増加していく傾向にあると思われるということで、条例もいろり見てみたんですが、条例については、消防関係、これは火災予防条例でございます。それと生活安全条例、この中でも条例があると思います。まず、火災予防条例なんですが、これは、空き家への侵入の防止とか、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないということが記載されてございます。

それと、生活安全条例の中では、環境整備を整え、生活安全上必要と認める事項について対策を講じるよう努めなければならないということをうたってくれています。

〇議長(中上良隆君)消防本部次長。

○消防本部次長(森 正克君) 今おただしの 件なんですが、消防側としては、火災予防条 例のみの規制というか、指導になります。今 上田議員がおっしゃられた火災予防条例につ きましては、橋本市火災予防条例第24条第2 項において、所有者・管理者に空き家に対し ての、今言われたように侵入防止対策、ある いはまた、周囲の可燃性物品の除去等、対策を講じるように義務づけております。

今おっしゃられた瓦等の危険性については、 消防側としては指導というか、口頭でちょっ とぐらいはできるかわかりませんけど、火災 予防のみの消防活動になっております。

あと確かに空き家につきましては、不審者が侵入、あるいは火遊び、放火などの火災危険がありますので、それによりまして通報、初期消火、あるいは発見などが遅れまして、火災危険が、周囲の建物に延焼拡大のおそれもありますので、消防にそういうふうに付近の住民の方や、あるいは区長さんから連絡をいただきますと、これまでにも指導とかしております。これからも、そういう火災危険については指導してまいります。

以上です。

- 〇議長(中上良隆君)建設部長。
- ○建設部長(樽井豪男君)まず建築基準法からの観点から言いますと、まず建築主事が置いてあるということにつきましては、まず和歌山県でございまして、県知事からの勧告ということになっております。ただし、この例はなかないということで、県にも問い合わせいたしましたが、そういう実態でごがいます。やはりねばり強く所有者に何らかのまたでもして、また親戚を通じてのしていただくとか、という形でねばり強く相手方に交渉していきたいとはそれは思っています。
- 〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。
- ○9番(上田良治君)生活安全条例というの もあるのですが、これらの条例が、こういっ た落下物等に対して、危険なとこに対して、 看板の取りつけ等を市のほうではできないと、 あくまで個人に軽く注意を促すという程度に なるのかな。地権者・所有者等に対して看板 を取りつけていただくような指導的なことを

言えるのみの条例となっておるということなんですが、そんなんでいつ子どもが危険な空き家に買い物の、また子どもが遊ぶ道路に接しておるような危険な空き家については、やはり対策をとっていかんとけがでも、またたばこの火でもぱっと投げ捨てられますと、いろんな延焼とそういったものにつながってくると思うので、ここについてもいろいろと条例等、正せるところは正していただきたいなと思うところであります。

それと、もう一点お伺いしたいことは、この危険な空き家の個人の財産となっておるんですが、民民ということで、なかなか難しい面もあるんですが、税の滞納とかある場合は、これを差し押さえなどして、そういったもので解体、競売につなげていけないのかなと、そういうことも可能じゃないのかなと思われます。

それと、空き家なんですが、住宅が建っている土地というのは、割と固定資産というか、これが減税、特例というのかな、これで減税されておるというのもあるんですよ。200㎡以下の土地なら評価額がだいたい6分の1になるということで、空き家を解体したら、家に税金がかからなくなるんですが。土地にかかる税金が今度増えてしまうということで、こういうことについても、今後考えていただきたいと思うんですが、これらの対策については何か考えていただいているのかな。

- 〇議長(中上良隆君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君)まず、2点ほどあったかと思うんですが、差し押さえして、うちが解体というようなことは考えてございません。これは、あくまでの税の滞納額に対して充当できるかどうかということでの差し押さえの判断をしておりますので、ご理解よろしくお願いしたいと思います。

それから、家屋を取り壊した場合、本体自身は、家屋自身はなくなるんですが、土地については上がるということで、議員ご指摘のとおりでございますけれども、その部分についての税の改正等は今のところは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。

○9番(上田良治君) そういったことで、い ろいろとそういったことも各課において、対 策をいろいろ考えていただきたいと思うんで す。この前、空き家についての維持管理はあ くまで所有者、これが義務ということで、い くら民民が話をしたところでもなかなか解決 が難しい。空き家の所有者が近くにおってく れたらいいんやけども、連絡がとれない場合 というのは非常に多いし、個人情報の壁もあ って、なかなか当事者同士が住所を確認して 連絡できて解決していくというのは難しい状 況にあるんですよ。そういったことで、解体 についてもある程度、100万円ぐらい、資金も 要ってくるということで、どうしてもそうい う資金が出せないと。だから市のほうで、も う土地贈与したいとそういったところについ ては、市がある程度予算をつけて、市が贈与 して、それについて市が解体すると。そうい う、私、これ1回目の質問で例を挙げてお示 しをしたんですが、そういったところについ て、本当に今後については、危険な状況が、 これは解決がどうもしにくいんですよ。こう いった空き家を、希望する土地をもう市のほ うに寄贈したいとそういう方がおられたら、 市のほうである程度予算をつけて、市ののほ うで解体して、跡地についてはまたいろいろ と考えていただく、また売却もしていくと。 そういったことを提案しておる。これについ ては、調査・研究を今後もしていただきたい と思うんですが、そういったことは考えてい ただきたいと思うんですが、いかがですか。 〇議長(中上良隆君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 市といたしましては、議員ご存じの今現在、維持管理も含めて、 橋本市の普通財産に限りましては、今処分していくという方向でおりますので、このご質問の件については、全然考えておりませんので、ご理解よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。

○9番(上田良治君) 長崎というか、向こうの事例を挙げて、2006年度から5年計画で、1億円の予算を組んでやっておるんやけども、市のほうではそういったことは考えられないということで、予算も要ることなんですが、そやけど危険な空き家をいつまかあと思うので、もあわけにもこれいかんと思うので、は危険などであるということは、これは危険などであるというとこはそれでいいんやけど、移りところについては、こういんやけど、あるというととで、今後については十分調査もしていただきたいと思いますが、これも全然もうそういうことはされないということですか。

〇議長(中上良隆君)建設部長。

〇建設部長(樽井豪男君)先ほど、総務部長 の答弁につきましては、総務で財産の処分と いう観点から説明したと思っております。

今回の答弁につきましては、やはり議員おただしのとおり、いろんな条件がまず満たすのが必要ではないかなとは思っております。 やはり、どこまで老朽の危険かといういうことの認識、単なるもう家要らんのでこぶってよというのとは、またわけが違いますし、老朽度の判定をどんな形にするかというのと、そしてあと、所有者の土地家屋が寄附または無償譲渡されて、その残りの土地が本当に有効に活用できるのかどうか、それとまた維持 管理については、地元が日常的に維持管理を していただくとかいうのが、やはりいろんな 条件がまず整えなければだめだと思っていま す。

まして、そういった土地家屋等につきましても、やはり不動産登記はしておると思うんですけども、そういったこともいろんな抵当に入ったりとか、また所有者が違うとか、いろんな諸条件も多々あると思いますので、やはりそういったことでご答弁させていただきました。とりあえず何件あるのかというは、市で把握いたしまして、また必要性につきましたは、今後、調査・研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。

○9番(上田良治君) そういったことで、今後については、現地確認を十分していただきまして、1回そういった形でお願いしたいと、検討していただきたいということでよろしくお願いしておきます。

それで、次の学校給食について移らせてい ただきます。

教育長の答弁いただきました、今のところ スクールランチについては、これは26年、これが少子化、先生の数も減って、5,500食ぐらいにおさまるので、給食を実施できるんじゃないかということを言うていただいたんですが、そういった中で、センターのほうは、実施できると、いろいろ改修をしながらできるんだと、だけど学校施設の受け入れという整備、そういった調理を受ける場合に、施設に多額の経費がこれもかかってくるということ、そういったこともこの26年にクリアできると判断してよろしいですか。

〇議長(中上良隆君)教育次長。

○教育次長(西本健一君)今のご質問につき ましては、26年度に向けて財政的な問題もあ りますし、まだそういった部分の学校施設を 改良していくかという話は、額的には算定は 一応しておりますが、そこまで進んだ部分で は計画的には、まだ財政の運営もありますの で、計画実施については、まだ答えは今のと ころは出てない状況です。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。

○9番(上田良治君)やはり学校の受け入れ 体制というか、エレベーターも設置していか なならんということで、多額の経費もかかっ てくるということで、26年5年後には、実施 できることはちょっと不可能であると、まだ まだ先いろいろと検討していかなならん問題 がいっぱいあるということで承ったんですが。 これは、当市も過去に紀見東の中学校ですか、 弁当を発注して施行されたんですが、スクー ルランチに近いような形をね。だけども、こ れは1年間で中止を余儀なくされたんですが、 その問題点もいろいろとおっしゃっていただ いたんですが、喫食率がだんだんと少なくな ってきた。当初の喫食条件よりもだいたい 7%ぐらい低くなったんですか。最終3%ぐ らいまで落ちたということで中止されたんで すが、全国のスクールランチ方式を採用して 給食を実施している学校を見てみますと、こ れはやっぱり健全な、安定、継続的な運営を されておるところも非常に多くございます。

そういった中で、当市が短期間でだいたい 1年ぐらいで中止をされたという問題点なん ですが、別に生徒は給食がまずいとか、そう いうことは言っておらない。その注文するに あたってのいろいろな手続きとか、面倒な面 があったんじゃないのかな。それで、いろい ろと調べてみますと、やっぱり注文とかに対 しましては、いろんなシステム、スクールラ ンチシステムというんですか、いろんなカー ドもつくられまして、そういったところが継続 的な給食を実施しておるということで、この スクールランチシステム機を導入したら、これもいろんな経費がかかってくるんじゃない かなと予測されるんですが、これについて教 育委員会のほうではいろいろと検討というか、 いろいろとこの機種はいくら経費がかかって くるのとか、設置運営費の費用はいくら要る のかということで、検討とかされてございま すか。

- 〇議長(中上良隆君)教育長。
- ○教育長(森本國昭君)まず先に、5,500食になりますのは26年です。それで、今エレベーターであるとか、そういうのをいいろいろ受け皿等をするのに2026年度以降でないとできないと、そういう点一応押さえておいていただきたいと思います。

それで、この間も12月議会でも答えさせていただいたとおり、そういう26年度以降に中学校給食を実施していくと言っておりますので、弁当のほうは、もうすることはないわけです。給食をやっていくと。そういうことを言っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以前の弁当ですけれども、やはり飽きがくるというんですか、子どもたちの。家の弁当でしたら、やはり家の方がつくっているので、愛情もありいろいろあるわけですが、やはりそういう弁当であれば飽きがきて、どんどん3%に落ちてしまったということでございます。

〇議長(中上良隆君)教育長、2026年て、今 発言せえへんかった。

教育長。

- ○教育長(森本國昭君)平成26年度以降。えらい失礼しました。
- 〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。
- **〇9番(上田良治君)** 平成26年度ということですね。はい、わかりました。

給食、いろいろ飽きがくるということなんですが、メニューが少なかったん違うかなというのはある。どれくらいのメニューの幅やったんかな。飽きがくるというお答えがあったんですけど。

- 〇議長(中上良隆君)教育長。
- ○教育長(森本國昭君)何回も言いますけど、 弁当をやらないと、以前にも言っております ので、26年度以降中学校給食を実施するとい うことにしておりますので、その答弁、質問 あるんですけど、こらえてください。
- 〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。
- ○9番(上田良治君)ある程度、わかりまし た。問題点が過去にこのスクールランチシス テムを導入されて、問題点があったんじゃな いのかなと思いまして、それでまたいろいろ とスクールランチシステム機を導入して再度 スクールランチでお試し願いたいなと思いま したんですが、教育長、平成26年度以降に実 施に向けて、できるんじゃないかというよう な、していくと、そういった熱いお答えいた だきましたので、このことについては、スク ールランチもそれまでに取り入れてやってい ただきたいんですが、給食を26年度から実施 するという方向の1本でいろいろとこれから もよろしく調査・研究を続けられまして実現 できるようにお願いしたいということで要望 しておきます。はい、ありがとうございまし た。

それと、3番目に移らせていただきます。 地域活性化生活対策臨時交付金について、企 画部長からいろいろ答弁いただきました。今 回の臨時交付金については、市道の修繕であ るとか、また学校関係、ごみ処理機とかいろ んな分野にだいたい2億何がしの橋本市にお りてくる臨時交付金を回されたということな んですが、これらについては、本当に必要性 の高い、また緊急を要する事業とすべてがな っておるのかなと。そしてまた、この今回配 分される工事が地元市内の業者の方々に、仕 事が回るようになっておるんですか。その2 点、まずお伺いします。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

〇企画部長(吉田長司君) この交付金でござ いますけれども、これは昨年の秋に閣議決定 したものでございます。それで、二次補正で ついたものでございまして、基本的に市町村 で計画している県もありますけども、計画し ているインフラ整備に使いましょうかという 話から入ってございます。ということで、私 どもにつきましても、実施計画の中で、イン フラ整備ということで位置づけたというんで すか、ハード事業ですね。ハード事業を位置 づけたものについて、当て込んでおります。 ということで、大きな意味で、地域活性化生 活対策と書いてございますけども、これ、か なり使いやすい、使い勝手のいい交付金でご ざいまして、国で認めておりますのが、補助 事業の裏の負担分に使ってもいいよと。単独 事業で使ってもいいよということで、大名目 ということで、私言いましたように地域活性 化とか生活対策とかいろいろ言いましたけれ ども、ハード事業がほとんど使えるというよ うな形のものでございます。いわゆる市町村 の予算の支援するような形になってございま す。ということで、かなり、財政力とか、そ れと地域性に傾斜を配分を加えた交付金でご ざいまして、使い道については、ハードのイ ンフラについては自由でございますよという ような形のものでございまして、私どもとし ましても、従来から計画していましたこのハ ード事業に当て込ましていただきましたとい うような状況でございます。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。

○9番(上田良治君) わかりました。それで、 今回、この3番に移るんですが、商店街活性 化の事業については、全然配分はされてない ということで、ご説明いただいております。

私の今回の再質問したかったのは、何でこ の商店街に生かせていただけなかったのかな と。それ、何でかなというと、例を挙げてち ょっと言わせていただきたいんですが、今回、 生活活性化対策臨時交付金を生かした長崎県 佐世保市の例を挙げますと、今回の給付され る定額給付金を地元の消費拡大につなげるた めに佐世保振興券500円券22枚を1万円で販 売し、総額22億円分を販売すると、今回して おります。そのうちの額面上、1割を増額し た2億円分は、生活対策臨時交付金を活用し て全額負担をし、この5月のゴールデンウイ ークまでに間に合うように発行するというこ とで、今回売り上げが低迷をしておる経営状 況が大変厳しい商店街の負担が好ましくない ということで市長が判断され、プレミアム分 などの費用を市が、全額負担をしたと述べら れております。

そういったことで、今回生活対策臨時交付 金に対しては、対策本部を別に設けてないもということもお聞きしておりますし、先ほどもハード事業ばっかり中心にした事業であるがる対策となっておらないうことで、秋ごるということなっておらないのが全然なかったので、このことに何でそれが出なかったのかと。その時期にこれをプレミアムでもつくっていただけなかったというこれを手厚くしていただけなかったということで、大変残念に思っておるんです。

先日の答弁でもあったんですが、商店街の 消費拡大セール、そういったものも大々的に PRしてやっていただけるということを答弁 の中でもお聞かせいただきました。その中で、 この生活対策臨時交付金と同時進行して、この消費拡大セールと、プレミアム商品券、そういったものを臨時交付金と一緒に合わせてやっていただいたら、本当にこの景気対策につながったんじゃないかなということで、この商品券というものは、もう全然お話というのは、なかったんですか。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君) ちょっとこういう 言い方したら、具合悪いかわかりませんけど も、当初の目的がやっぱりインフラ整備とい うことがございました。そういうことから入 ってございまして、現在のところ、ちょっと 調べさせていただきましたら、確かにプレミ アム商品券の割り増しの部分に充てていると ころが少ないですがあります。長野県の信濃 町なんかでも、そういうふうにやっていると いうような状況でございましたけれど、当初 の形から使い勝手について、かなり国のほう もかなりソフトについてもいいよというよう な話が出てきているようでございます。とい うことで、私どものほうで決定させてもらい ましたのが、はじめの基本的なインフラ整備 ということで、ハード事業のインフラ整備と いうことを念頭に置いて、市が計画している ものに充て込んだというような状況でござい ます。ということで、プレミアム商品券につ きましては、一番最初の21番議員に説明した とおりでございます。

以上でございます。

〇議長(中上良隆君) 9番 上田君。

〇9番(上田良治君) そういったことで、非常に100年に一度と言われる経済環境の急激

な変化、そういったものに商店街といたしましても、消費や購買力の低迷が本当に続いているということで、100年に一度と言われるぐらいのやはり思い切った戦略をとっていただけたらありがたかったなとそういうことでございます。

そういったことで、今後については、消費 拡大セールというのをこれは、商工関連とま た商店街もあわせて、大々的にPRを起こし ていきたいと思いますので、ぜひともこちら については、手厚い当局のご支援をよろしく お願い申し上げまして。ご支援、これはやっ ていただけますね。それだけ、よろしくお願 いします。答弁よろしくお願いします。

〇議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君)昨日の21番議員の答弁のとおり、市長がやりますと言っていましたので、行っていきたいというふうに考えてございます。

〇議長(中上良隆君) これをもって、9番 上 田君の一般質問は終わりました。

〇議長(中上良隆君) お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明3月11日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よってそのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。 お疲れさまでございました。

(午後4時46分 延会)